

(第一類 第六号)

第五回 国会 外務委員会 議 録 第十号

(四四四)

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 岡崎 勝男君

委員 俊吉君 理事 仲内 徳治君

理事 若松 虎雄君 理事 松岡 駒吉君

理事 並木 芳雄君 理事 野坂 参三君

理事 山本 利壽君

菊池 義郎君 佐々木盛雄君

守島 伍郎君 橋本 龍伍君

戸叶 里子君 木村 俊夫君

玉井 祐吉君

出席國務大臣

(賠償委員長) 山口喜久一郎君

國務大臣

出席政府委員

外務政務次官 近藤 鶴代君

(管理局長) 倭島 英二君

外務事務官

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

五月十二日

在外公館等借入金整理準備審査会法

案(内閣提出第二〇三号)

講和会議開催促進等に関する請願

(野坂参三君紹介(第一六二二号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

在外公館等借入金整理準備審査会法

案(内閣提出第二〇三号)

賠償問題に関する件

○岡崎委員長 これより会議を開きま

去る十二日內閣提出の在外公館等借

入金整理準備審査会法案が本委員会に付託に相なりましたので、これより本案を議題といたしまして審査に入りま

す。まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。

在外公館等借入金整理準備審査会法案

在外公館等借入金整理準備審査会法

(定義)

第一條 この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して

在外公館又は邦人自治団体若しくはこれに準ずる団体が引揚費、救

済費その他これらに準ずる経費に充てるため國が後日返済する條件のもとに在留邦人から借り入れた

資金をいう。

第二條 この法律において「借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに從い、且つ、予算の範囲内において、將來返済すべき國の債務として承認することをいう。

(在外公館等借入金整理準備審査会)

第二條 借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に、在外公館等借入金整理準備審査会を置く。

第三條 在外公館等借入金整理準備審査会(以下「審査会」といふ)は、外務次官、大藏次官、外務省管理局長及び大藏省管理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以上

で組織する。

委員長は、外務次官とする。

委員は、給與を受けない。但し、外務大臣が命ずる委員は、旅費及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)に基き手当を受ける。

審査会の庶務は、外務省管理局において行ふ。

前四項及び他の法律に規定するものを除く外、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

審査会は、左の各号に掲げる事項を審査し、外務大臣に対し審査の結果を報告し、及び借入金整理のため適當と認める措置についての意見を申し出なければならぬ。

第五條に規定する借入金確認の請求

二 その他借入金の整理に関する重要事項

(借入金の確認の請求)

第五條 借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)は、この法律施行後九十日以内(未引揚者については、本邦上陸後一年以内)とし、この法律施行後現地に於いて死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする。に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金

の確認を請求することができる。

借入金を提供した者は、前項の

期間内に確認の請求をしないとすると、借入金の確認を請求する権利を失ふ。

(借入金確認証書)

第六條 外務大臣は、審査会がした審査の結果の報告に基き借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に從い、借入金確認証書を発給する。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十五年五月一日までの間において、政令で定める。

○近藤鶴代政府委員 たいま議題になりました在外公館等借入金整理準備審査会法案について、提案理由を説明いたします。

本案を提出するにあたりまして、政府が考慮いたしました点は次の通りでございます。本法案の対象となつて

る在外公館等借入金とは、終戦に際して日本より外國へ送金ができなかつたため、東亞各地における在外公館、居留民会等が外務省の訓令に基き、在外邦人の救済、引揚げ等に要する資金を、各地において居留民から借入れたものでございまして、右関係の債権者は約二十八万名、借入金額合計約九億円と見積られておるのでござい

ます。本件借入金の返済については、國會においても諸議、陳情等を採択し、内閣に対して適當に処置するようにと要求されたるいきさつもござい

ます。また引揚同胞対策審議会も本件借入金の

すみやかなる決済を要望し、特に少くともこれを政府の債務として確認する措置をとるよう、政府に勧告されたのでござい

ました。

今般政府が本件借入金

を調査確認し、もつてこれを整理の準備を進めることにつき、関係筋との間に話がまとまり、本法案を國會に提出する運びとなつた次第でござい

ます。従いましてすみやかに御審議の上、可決されま

すよう希望いたします。以上です。

○岡崎委員長 これより質疑を許します。

○松岡委員 この事由によりまして、関係筋の了解を得てということがありますが、これに關連して外務當局にお聞きしたいことは、政府の公館が借入れたのではなくて、民間人相互の間に、終戦直後、たとえば私の知つて

いる限りにおいても、満州などにおける日本の相當の大事業会社がその職員

のサラリを拂うことができなかったつて、満州土着の日本人から金を借用して、それによつて職員

のサラリを支拂つておつたという事実があるのではありません。たゞそれらの人々が引揚げて参りました、支店長の借入書を持つて

いるのであるが、拂つてくれなつておつたよう

な關係上顧まれて、その会社に交渉してやつたことがある。ところがその筋から支拂うことを禁ぜられて

いるというのを理由に、なかなか拂わなかつたのであります。私は会社の金をもつて支拂うことがその筋か

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら禁ぜられていたためにできないといふのならば、どういふ方法をもつてなされようかと、非合法なことを要求するわけには何かないが、少くとも支店長が困つたときに、事情を訴えて金を借りた、その行爲に対して、何らかの報復とかがあつてしかるべきである。

いわんや借りている金を返さぬなどということは、礼はしなくても、はなはだ不都合であると思つて、何らかの方法を講ずべきだといふことを強く勧告しておつた。さいわいにして全額はもらえなかつたらしいけれども、七割程度、十萬円の金を七萬円かもらひました。私から交渉してやつたおかげで

もらえたと言つて、たいへん喜んでおつたのでありますが、その他にも多くのそれらと同様の関係にあるものが、その筋が支拂いを禁止しているという理由のために、多くは泣き寝入りで返済してもらつていけないという事情を、その人から私は聞きました。実際はどういふことになつてゐるか、一々調べたわけではないが、ちよつとありそうなお話であります。

そこで私はこの際聞きたいことは、同様の性質の金であるが、政府在外公館が民間人から借入れた金を支拂うという方針のもとに今から審査を始められるといふことである限りは、民間人の貸借関係に対してこれを決済することを、その筋が認めるようなくあいにさしておくことが必要にやないかと思ふ。このことについて外務当局はどういふ見解をお持ちであるか。またさういふことについてどういふ交渉を今までやつておられるか、それらの点をお聞きしたいのであります。

○倭島政府委員 本案で直接対象とな

つておりますのは、先ほど説明がありましたように、政府の出先が引揚者の救済のために借りた、それも当時の事情で直接政府が金を送れなかつたために、現場で借りてまかなへといふ訓令を発して借りた金、またそれに準ずるものを扱つております。外務省といつたしましては、外務省の出先公館が取扱つた金でございますし、これをできるだけ早く政府としては、一種の事後承認、事後においてこれをはつきり確認するといふ措置になるわけでありませう。この件について交渉を進めたわけでありまして、今お話の一般の会社と個人との間の関係という問題については、在外資産並びに爲替管理の方の現在の規定の問題でありまして、大蔵省の方から従来交渉されておられるかもしれませんが、その交渉経緯についてはよく存じません。外務省はその限られた範囲のものだけについて交渉したたのであります。

○野坂委員 私はこの法案の條文についてはあとで質問したいのですが、その前にお聞きしたいのは、先ほど次官の方からも、これによつて約二十八萬名が債権者としてあげ得る。それから借入金約九億圓といふわけで、相当多数の人員と額に當つておりますが、これはどういふふうなやり方で調査されたのか、その調査の根拠をまず第一にお聞きしたい。

それから第二としましては、こうした大體数字がわかつてゐる以上は、どの方面で場所ですね。それからどういふ人々か、それからまた公館が借りた場合における金の性質、何のために借りたのか、それからできたらいつ、どこで、だれが何のために借り

借りたかといふこと、非常にこまかいことはわからないでしょうが、全体的に見たある統計的なものをわれわれに知らせていただきたい。それから返済するといふ條件だけれども、そのほかどういふような条件を付してどういふ人々から借りたか、これをまずお聞きしたい。

○倭島政府委員 先ほどの提案理由の説明に言及せられてのお話でございますが、約二十八萬名と九億圓というのは大體の見当でございます。今までの二十八萬名と九億圓という見当をつけてます方法は、実は外務省としては在外公館の責任者が歸つて来ておりますし、そのほかの地方における大體同種の借入金を取扱われた民間、民衆等の責任者も歸つておられまして、大部分はそれらの記録を持つて歸つて来ておられます。その記録が一應の標準でございまして、その記録に基づきまして大體の見当を立てたというのが、調査のこれまでの方法でございます。なお本件は何しろとつきの間に、終戦時及びその直後の相当混乱した状況のもとに在外公館及び現地の自治団体等で借りられたものでありますので、その形式、資料等は一樣ではございません。従つてさういふ理由のもとにおこることを審査いたしましたし、どういふものを政府の債務として確認すべきかということをはつきりしなければならぬといふのが審査会の目的でございます。

○野坂委員 そうすると二十八萬名と九億の金が出ていますが、これは大體いつごろまでに終つた調査を基礎にされたかといふことが一つ。これは大體東京でつくられたことになつておるだらうと思ふが……

○倭島政府委員 その時期は、大體海外に出ておられた同胞の方が、先ほど申し上げました地域から日本に引揚げられるに従つて、いろいろ資料を持つて歸られました。昭和二十一年の終りくらいまでは、大體今申し上げました地方からおもなところは歸つて来られましたので、一應その当時までの資料がこれのおよその見当を立てる基礎になつております。

○野坂委員 そうしますとそれ以後でも、たとへば新しい記録とか新しい人が歸つた場合には追加されることがあるのですか。

○倭島政府委員 追加されると思ひます。ここに申し述べました二十八萬名、約九億圓の十一億圓といふのはちよつと御参考までに申しますと元々借入金各現地の通貨で借入れられておりますので、さう簡単に日本金との換算率を出て来ないわけでありまして、当時一應安当と思はれる換算率をはじまして、九億となつたわけでありまして、個々の借入金は現地通貨の標準になつておるわけでありませう。

○野坂委員 そうしますと、いろいろうわさもあるし、あるいは一部新聞にも載つておつたと思ひますが、いわゆる戦犯的な者が引揚げる場合に、さうした手続を経て、公館が借りたといふふうなこともやつたといふうわさもある

て、大體の見当を立てた次第でございます。○野坂委員 そうすると二十八萬名と九億の金が出ていますが、これは大體いつごろまでに終つた調査を基礎にされたかといふことが一つ。これは大體東京でつくられたことになつておるだらうと思ふが……

○倭島政府委員 その時期は、大體海外に出ておられた同胞の方が、先ほど申し上げました地域から日本に引揚げられるに従つて、いろいろ資料を持つて歸られました。昭和二十一年の終りくらいまでは、大體今申し上げました地方からおもなところは歸つて来られましたので、一應その当時までの資料がこれのおよその見当を立てる基礎になつております。

○野坂委員 そうしますとそれ以後でも、たとへば新しい記録とか新しい人が歸つた場合には追加されることがあるのですか。

○倭島政府委員 追加されると思ひます。ここに申し述べました二十八萬名、約九億圓の十一億圓といふのはちよつと御参考までに申しますと元々借入金各現地の通貨で借入れられておりますので、さう簡単に日本金との換算率を出て来ないわけでありまして、当時一應安当と思はれる換算率をはじまして、九億となつたわけでありまして、個々の借入金は現地通貨の標準になつておるわけでありませう。

○野坂委員 そうしますと、いろいろうわさもあるし、あるいは一部新聞にも載つておつたと思ひますが、いわゆる戦犯的な者が引揚げる場合に、さうした手続を経て、公館が借りたといふふうなこともやつたといふうわさもある

ります。実際にこれはあるかどうかかわからないけれども、さういふ疑いのあるような者を、今までの調査で政府側としては発見されているかどうか。それに關連して政府が債務として認める対象の人の性格について、政府は何かお考えですか。つまりだれが見ても戦犯的な人であるといつた者でも、それから金を借りたら返すのか、あるいは一個の商賣人から借りた場合と政府は區別しておるか、全然區別しないでやられるのか、この二つの点をお聞きしたい。

○倭島政府委員 第一の点につきましては、まだはつきり政府の方としても調査が進んでおりません。それから第二の点につきましても、政府が借入金を最終的に確認するまでいろいろ考慮せられるべき条件その他がございませうし、はつきりしなければならぬ問題がありますので、さういふ問題もすべて審査会において考えられると思ひます。

○野坂委員 そうしますと條文について少しお伺いしたいと思ひます。この法案自体の性格は大體はつきりしておるようですけれども、念のために多少疑いもありますので、はつきりしていただきたいと思いますのは、この法案自体は在外公館等借入金整理準備審査会をつくつて審査をやるというのがこの法案の性格のようになつておるのですが、この点どうでしょうか。

○倭島政府委員 今回の審査会をつくるというのがこの法案の趣旨でありまして、この條文でごらんのように、それに關連した事項も書いてございませう。

○野坂委員 第一條の第二項に「借入金を、法律の定めるところに従ひ、」云

云とありますが、この法律というのは別個にお出しになるのか、どういふ内容ですか。これができなければ審査の基準がでないように思うが、どうですか。

○優島政府委員 「法律の定めるところに従い」といふ今の御指摘の点は、將來返済するところにかかるといふことでありまして、現在議題になつておられます審査会法が通りますれば、審査会は発足するわけであります。

○野坂委員 そうするとこの法律といふのは、どの法案をさすのですか。

○優島政府委員 それは別個の法律をまた……たとえばこの返済の關係につきましては、現地通貨で表示されておられますから、現実にこれを政府から返すという問題が具体的に考えられる際は、たとえば換算率とか、返済の方式だとか、返済の時期だとかいふことがつきまらなければならぬと思つて、従つてそういうことのために、別の法律をまた通していただくことになると思つて存じます。

○野坂委員 今金額とかいろいろな点を言われましたけれども、これ以外に、たとえばどういふ性格の人には拂うとか、拂わないとか、こういうこともこの法律に盛り込まれるべきようにわれわれは思いますが、この点どうでしょう。

○優島政府委員 現在政府のこの法案提出に關連して考えておられますことは、先ほど申しましたような、地方に出でおられた在留邦人というのを対象に考えておられます。

○野坂委員 私の質問にまだはつきり答へられておらないように思つて、法律の定める」といふこの法律といふ

意味は、たとえば現地における通貨の問題とか、あるいはいふ拂うとか、こゝういふふう言われたいけれども、それ以外にだれに拂うかということについての基準のようなもの、これをこの法律に当然規定されるべきであらうと思つて、それがこれに入るかどうかといふ点、もしこれに入らないとすれば、こゝういふ基準はどこでつくるのか、審査会をつくるのか、法律に全然よらずにやるのか、これが私はこの法案の生命だと思つて、もしこれをいかにけんな形で、いかにけんな人に起らないとも限らないと思つて、だから私はこれは法律ではつきりすべきだと思つて存じます。

○優島政府委員 この法律の建前は第五條にもちよつと出しておられますが、借入金を提供した者が借入金の確認の請求をせられるわけでありまして、従つてその請求して確認せられた人が確認証をもち、將來は法律及び予算の範圍内において、この確認証に対する支拂いといふものが別個の法律で定められるといふふうな考へておられます。

なご第四條の第二項のところにございます、本件借入金の整理に關して、いふ／＼考慮し考へなければならぬことがあれば、この審査会がそれを審査いたしました、外務大臣に意見を申し出るようになっておられます。

○野坂委員 しつこいようですが、この点、私はこの法案の中心ですから、もう一度はつきりしておきたい。ここにたとへば第五條の「借入金を提供した者」とあります。借入金を提供した者が二十八万あると思つておられます。これらにいろいろ／＼な種類の人があると

思つて存じます。先ほど申しましたように、戰時的なものも明らかにあり得る、それを「借入金を提供した者」といふので、區別なしに政府はこれを支拂われるのかどうか。そうすればわれ／＼の税金を戦犯にわざ／＼渡してやるような結果になる。ですからこれをどういふふうな基準によつて政府は判断されるのか、これは当然法律によつてきめるべきだと思つて存じます。この点をお伺ひしたいと思つて存じます。

○優島政府委員 實際支拂ひの際には、別の法律を定めなければならぬだらうと思つておられますが、その次の法律を定めるときには、今御意見のありましたような点も考へて定められるものと思つて存じます。

○野坂委員 この点政府としてはどうでしょう。これは当然やられるべきであるといふふうな承ることはできないものでしょうか。やるかやらないか、ちよつとはつきりしないのですか、ちよつとはつきりしないのですか、そうしなければ私はいふ／＼法案は承認できないと思つて存じます。

○優島政府委員 今戦犯その他の話がございましたが、この法律は審査会を定めることが主になつておられます。この審査会に対して借入金を現地で提供された人が請求権の確認を要求せられる。その要求されました請求に基づきまして審査し、それから外務大臣がこれを確認したときは確認証を出すといふのがこの法律の趣旨でございまして、この法律によつてはつきり確認せられないものも、別に権利が失われておられるわけでもありませんし、なおまたこの法律は戦犯とかあるいはそのほかの關係のあつた在留邦人の権利關係を、あるいは確認し、あるいは喪

失させるという趣旨になつておられますので、その問題は、この法律の直接の対象にならぬものと思つておられます。

○野坂委員 先ほどの私の質問に対しては私が言つたようなそのした判断の基準なども別個の法律に盛り込まれるであらうといふふうにお答えになつたと思つて、私が問題にしているのは、この法案の問題ではなく、別個の法案の中にこゝうしたものがあるべきであると思つて存じます。この点に対して、先ほどは多分盛り込まれるであらうとお答えになつたが、念のため押したら、今度は違つてお答えなす。

○優島政府委員 先ほど申し上げましたが、本件借入金とはつきり間にわかれた金でありまして、確認するまでいろいろ／＼考慮せられなければならぬ問題があると思つて存じます。従つてつきりお答えいたしましたのは、審査会においてその当時のいろいろ／＼な事情を考へ、それからさらに第四條にございます借入金整理に關する事項といふものが十分考慮せられて將來の支拂ひのための法律の中には、そういう考慮せられたものが盛り込まれるであらうといふことを先ほど申し上げたのであります。

○野坂委員 それでは大体そういうものが盛り込まれるらうといふふうな了解いたしました。そうしますと、第六條に「審査会がした審査の結果の報告に基づき借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を発給する」とあります。そうするとこの法案自体は、単に審査会をつくるので確認証といふものを発給するといふふうになつておられますね。そうしま

すと、別個の法律ができない限りは確認証は與えられないと思つて存じます。そうすると、これと並行して新しい法律を別におつくりにならなければ、これは實際委員会ができたところで何らの権限はないことになりはしないかと思つて存じます。この点の事情はどういふふうにお考えになりますか。

○優島政府委員 審査会ができずと同時に、この第六條によつて、外務大臣が確認証を發給する権限を與えられなければならないことではあります。○野坂委員 發給しませんが、発給する前に、基準が別個の法律においできまるといふことを今お答えになつた。だからこの法案と並行して別個の法案といふものがつくられなければならぬ。そうしなければ、確認を與えることはできないと思つて存じます。

○優島政府委員 確認については、この法律が通りますと、確認証を發給し得るわけがございまして、その確認証に基づく支拂いといふことは、別個の法律によるという趣旨でございまして、○野坂委員 そうすると、やはり問題が前に歸するのですけれども、たとへばこゝういふ一つの事件があつた、これを審査会で調査する。その場合における調査の大体の基準といふものがあつておつくりになるのか、あるいは政令によつておつくりになるのか、あるいは審査会内部の打合せといふふうな形でおつくりになるのか。

○優島政府委員 今の御質問の基準は第一條に基準がございまして、なおその他は政令によることになると思つて存じます。○野坂委員 それからこの審査会においで審査する場合、この事件がみな海



限定するということではなく、それに準せられるものは同様適用されるというふうにより了解してよろしうございませぬか。

○優島政府委員 この法案の中には従つて時期の問題も多少今説明したように動きがある。多少の余裕がある、つまり「終結に際して」となつておりますので、あまり終結から離れた時期では困るわけでございます。それから地域の問題につきましては今御説明申し上げました通りで、この法案自体については地域をばつきり明示していません。

○木村(俊)委員 確認する際にも資料は十分お集めになつておると思いますが、と申しますのは、借入れせられた場合に、外務省の訓令を出してあります。その外務省の訓令の内容を承知いたしたいのでありますが、その際返済の条件等について、外務省の訓令の中に規定しておられますか。その点についてちよつと……。

○優島政府委員 外務省の訓令では、後日返済するという心組みでということになつております。それから資料の集め方の問題ですが、これは外務省の方です。持っている資料もございませぬし、それから従来現地において責任をとられた民会、民團、その他関係者の方でまだお持ちになり、整理を流けられておるものもございませぬ。

○木村(俊)委員 そうしますと、訓令をお出しになるなり、返済条件についてはばつきりした条件をおつけになつておらぬ、というの個人利益の問題でありませぬから、政府の保障においてただ後日に返済するというだけのお借入れになつたのか、あるいはどうい

う借款の形式を踏んでお借入れになつたのか。その点……。

○優島政府委員 御承知の通り当時この訓令の出ましたのは、はなはだごたごたしたときで、政府の電報も、長い電報は外へ出かねる状況でありまして、その際にとにかく何とか遺漏のないように現地でもかかえといふことでそれに今言つた、後日に返済するといふ心組みでということがあるわけでありまして、当時といたしましては従つてそういう点をはつきり詳しくは言つていないし、また言えなかつたわけでありませぬ。

○木村(俊)委員 大体その点は了承いたしますが、ただ審査をなします際におきまして、今おつしやつたような非常にあまいな環境の中でおやりになつておられる。従いまして貸した方の側から言へば、非常にあまいな条件で貸した。審査の際はその点について十分慎重な態度をおとり願ひたい。この点だけをお願いいたしたいと思ひませぬ。

○戸叶委員 借られたお金を返すことには何も異存はございませぬけれども、その返済方法で、二つの点に私は心配な点があると思ひます。一つの点は貨幣価値が異なつておられますから、その基準をどこに置くかということに對しては、今の説明によりますと、後に別途考へるという建前をとつておると書いてありますから、心配はないと思ひますけれども、もう一つの点は外

地から引揚げて来る人たちは、引揚げに際しましてはみなる標になつて帰つて来ておられます。その人たちの中には営々として毎日働いて、ようやく何とか生活が楽になつた、幾らかの資産

をためたという人も、まる裸になつて帰つて来ておられますけれども、この公館とか、あるいはまた自治團體に貸したということによつて、もしもそこに巨額な金がある人たちにのみ支拂われるといたしますならば、全部残して来た人たちと比べまして、そこに不公平が起るのじやないか。一部の財閥のみを利するといふ結果になりはしないかと私は懸念いたします。まる裸になつてしまつた人たちに對する方法は何も考へないといふ点で、私は非常に不公平になるような気がいたしますけれども、そういう点に對してどうお考へになるか。またそれに対する措置といたしまして、支拂いをする場合に、最高額に對しての制限を加えるとかなんとかいう処置を、法律の中に盛り入れる意

思があるかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○優島政府委員 今の御指摘の点は、將來の支拂いについての法律で十分考慮せられるだらうと思ひます。なお從來關係方面と話をしましたときにも、この借上金の支拂いの問題について、当時戦後いろいろとられましたほかの法律とのつりあひの問題等も話が出ました。従つて將來支拂いが具体的に考へられる法律においては、今の支拂方法、その各限度、そういうようなことについて具体的な考慮し、また規定せられることにならうと思ひます。

○山本(利)委員 ちよつとお伺ひいたしますが、二十八万名はわかりませぬが、九億円という金額は大体現在の評價でございませぬか。二十一年ごろの評價でございませぬか。

○優島政府委員 それはさきにも御説

明申し上げましたが、借上金は現地表示になつております。それをかりに一定の当時の關係者の適当と認められた換算率をきめまして、それでかりにはじいた概数でございませぬ。

○山本(利)委員 大体どういふ法律は予算に關係することでありませぬから、現在の予算に盛るとすれば、九億円といふふうには解釈してよろしうございませぬか。これは多少のかわりが新しい法律で出ると思ふのですけれども、現在およそ九億円を拂わなければならぬものと思ふといふ意味でございませぬか。

○優島政府委員 これをばじきました換算率等につきましても多少問題があると思ひます。従つてその換算率を、大体当時の關係者の意見で適當だといふふうには認められて、一應出した数字でございませぬが、現在これを拂う際にはどうなるかといふ問題についても、この法案の審査会でもいろいろ考慮せられ、さらに將來の法律でございませぬ。それ以上どうもどういふ額になるかといふことは、ちよつとここで申し上げにくいと思ひます。

○山本(利)委員 その点はよく承知しておるのでありますけれども、われわれが問題として考へるのに、きようこの場合において九億円の問題として考へていいのかわ。これは時期がいつであるか。終戦當時であるかすれば、それから推算して現在にははるかに大きな金額、これの十倍、あるいは百倍とかいふふうにはわれわれは考へて審議にあたるべきかといふことが、私の質問のねらいになつておるのでございませぬか、今の金で九億円ぐらいの問題と大体見ていいの

でございませぬか。そこがばつきりしないのです。

○優島政府委員 当時の債権債務關係は、ほかの關係でもほとんど動いておりませぬ。本件についても大体当時の状況を標準にして考へるといふのが適當ではないかと考へるわけでありませぬ。政府の一應の見当といたしましては、大体現在も九億といふ標準を持つておられます。

○山本(利)委員 そうすると現在の約九億の問題とすれば、人員が二十八万名でありますから、割つてみれば平均はすぐ出ますけれども、この資料をお集めになりましたときの最高、最低、大体どのくらいでありますか。承りた

○優島政府委員 今の最高の問題ははなはだ申しかねますが、例の九億円のうち、九割以上は一口大体三、四千万といふ程度のものでございませぬ。

○山本(利)委員 わかりませぬ。

○岡崎委員 ほかには御質問はありませぬか。

○野坂委員 ちよつと一言……いろいろ今の質問の中からも、例の最高額がわからないとか、人がどうだかわからないという。政府の方としてはこれについてのもう少し詳細な材料を提供していただきたいと思ひますが、この準備がありますかどうか。いつ出してもらえるか。それから第二は別個の法律といふことでありますけれども、あれはいつお出しになりますか。

○優島政府委員 そういふ資料を集めたいといふのが、この法案の二つの目的でございまして、第五條に九十日以内にその借入金を提供された人から、確認の請求をしていただくという建前になつておりますが、先ほども申し上げましたように、外務省の在外公館が

直接関係しました資料は外務省で持つておりますが、そのほか民間等の自治団体で関係いたしました資料はまだその関係者の手元におり、また調査中であるものが相当あるように存じております。従つてこの審査会がいよいよ発足しますれば、今のお話のような資料がだん／＼出て来るようになるつております。

○野坂委員 法案の問題ですが、別個の法案はいつお出しになりますか。

○優島政府委員 それは今ちよつと見当がついておりません。この審査会が出発しまして、確認をされるというのが第一の準備過程でございますが、その後だらうと思ひます。

○岡崎委員 それでは大体質疑も出盡したようでありますから、これにて質疑を打切つて、なお討論を省略して採決を行いたいと思ひますが、不幸にしてこの法案は急に提出されまして、印刷が間に合つておりません。それで後ほど採決の前に十分ほど休憩いたしまして、各党で御協議を願つた上、採決を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○岡崎委員 さらばさよう決します。

○岡崎委員長 それでは並木委員から賠償の制限について質疑がありますので、これを許します。

○並木委員 昨日からのアメリカの対日賠償工場撤去の中止という情報について、当局に御質問を二、三してみたいと思ひます。実はいろいろの報道がございますので、そういう情報を総合して一つの結論を出すということは、

なか／＼むずかしい状態にありますが、その点は昨日も山口長官が語られておりますように、はたして今度の賠償撤去が三割の中止であるか、あるいは全面的の中止であるかということもはつきりしておらない。こういうことでございますが、その後の当局の集められた情報ではどうなつておりますか、まずこの点をお伺いいたします。それから順次質問いたします。

○山口國務大臣 政府といたしましては、何ら公式に情報も受取つておりませんし、まだ完全に集まつてもないわけでありまして、あくまでもわれ／＼も、新聞等によつてその概略を察知する以外には方法はないのであります。しかしさきようあたりの新聞を見ても、昨日私が内閣委員会で答弁したときよりも、相当アメリカ側の意思が明らかになつたようでありまして、従つて昨日は三割賠償、いわゆる中間賠償の程度においてという考えでありましたが、本日マツコイ・アメリカ代表が極東委員会の会議で声明するといふ案文から察知いたしますれば、われわれが想像しておつた以上に、相当つき進んで全面的に賠償の解除を意味されておるやに解釈しておるようないふ次第であります。

○並木委員 そういたしますと、私どもとしてはまことに喜ばしい情報でございますが、今までの日本から中間賠償として撤去を實施した分が相当あるように報せられております。たとえば三十億ドルに相当するもの、こういうようなことがありますが、その点どうなつておるのでありますでしょうか。もしこれが撤去になると、今までたゞ賠償に充てられたところは、賠償を中

止されるどころから見ると公平でないわけなんです。個々の問題としてそういうものに対して、一應賠償の指定を受けた工場で、撤去されたものと残されたものとの間において、当局として何らかのたとへば公平な見地に立つて取扱つたか、こういう問題が起ると思ひますが、そういう点に対する所見をお伺いいたします。

○山口國務大臣 御承知の通り今まで指定されたのは約八百五十工場でありまして、中間賠償はそのうちの三〇％、そうしてこれは国内の問題でございますが、その三〇％のうちですでに撤去されたものがその一割、一〇％ということになりますと、国内の全部で撤去されたものが約三〇％、こういうことになりまして、たゞいま御質問の三十億ドル云々ということは、これは内地以外の工場の問題でありまして、これは現在賠償額においてはタツチいたしておりませんから、お答えする限りではありませぬ、また不可能でありまして、今取扱われている問題及びわれわれがタツチできる範囲は、内地の指定工場賠償物件、こういうことに相なる次第であります。

○並木委員 その後段の質問に対しまして……

○山口國務大臣 従つてただいまの御質問は公平、不公平ということでありまして、これが民間の工場の場合においては公平、不公平ができませんが、今まで撤去されたものは全部軍工廠のものになつておりますから、それでその御懸念等はなからうかと思ふ次第であります。

○並木委員 それから平和産業の方面に対しては、これから無制限に使用が許されるであらう、こういうふうに言われておる。昨日の大臣の予想では、なるべく工場その他の責任において、撤去中止後再編成をしてこういう方面に使いたい、こういうふうになつておりますが、はたしてこれで撤去が中止になりますと、ただちに無制限に使用されるようになるでしょうか。それともその間に必要な手続があるものでしょうか。政府の御意向とともにお知らせを願ひたいと思ひます。

○山口國務大臣 もちろんわれ／＼といたしましては、無制限に生産の復興増強等の面に、平和産業の面に切りかえるようにお願いしたい次第であります。ただ三割賠償以外のものに対しましては、なお極東委員会に相当権限があるものと解釈しなければならぬかと思ひますので、われ／＼の方で無制限に使用ができる、できないということを明確にこの場合お答えすることは許されてない次第であります。しかしわれ／＼どもといたしましては、あくまでも本日マツコイの声明全文の通りまして、今後日本が自立経済に進む場合においては、これが全面的解除を強くお願いしなければならぬかと、かように思つておりました、あくまでもわれわれとしては朗かな情報であると考えておるような次第であります。

○野坂委員 ちよつと関連質問を……。私のお聞きしたいのは、この結果まず予算面では賠償撤去費、それから維持費、これが削減されるわけになると思ひますが、これ以外に今賠償のために予算面に盛られておるような金があるかどうか、あればどのくらいありますか。

○山口國務大臣 維持管理費に二十六億六千万円盛られておるのであります。今野坂委員の御質問から私もヒントを得た次第であります。維持管理費を二十六億六千万円、二十四年度にも盛られておりますし、何としてもこれが轉用あるいは再轉用してということは、われ／＼の用語としてはその同一工場内において使用する場合、また同じような製品をこしらへる場合、あるいは他に持ち運んでこれを使用する、再轉用ですね。そういうことをすみやかに實施するようにすれば、政府の努力次第では可能であらう。従つて維持管理をする必要がなくなれば、二十六億六千万円というふうな維持管理費がただちに削減される。こういう結果に相なるであらうと思ひます。

○野坂委員 私のお聞きしたいのは、こうして予算面に現れた以外に、賠償のために賠償関係の費用がまだ含まれているかどうか、この点。

それから今おつしやつたように維持管理費二十六億が削減されるということになれば、これはいつになれば決定するものでしょうか。今日の新聞に報せられておるようなアメリカ政府側のあの声明によつて、たとへば予算面から二十六億を他に流用することが今だにだにできるかどうか。できるとすればいつそれができるか。できないとすればいつになつたらそれができるか。こういう見通しを伺ひたい。

○山口國務大臣 二十六億六千万円の維持管理費は賠償関係のほとんど大部分の経費でありまして、その他は御協賛を願ひました。今年度は百七十二名に対する人件費、いわゆる行政費がこれに追加されるだけでありませぬ。しかししてただいまの第二の御質問の、い

つからしからばこの維持管理費が低減されるかという問題は、われ／＼とい

たしましては、きょうからでもこれに

向つて全力を傾注しなければならぬ

と考へておる次第でありまして、それ

ぞれのアメリカ側のセクシオンと御相

談をいたしまして、なおまた指定工場

等にもそれ／＼の通達をいたさなければならぬし、そうしていずれば講和

会議によつてこれは決定するのですか

ら、それまでのいわゆる轉用といいま

すか、借用といひますか、その機械器

○若松委員 私は民主自由党を代表

たしまして、本案に賛成の意思を表す

る次第であります。

第二回國會以來、本案に盛られたよ

うな融通じました資金について、一日

も早く返済の陳情を私も非常に

多く受理したのであります。今回の

審査会の法案は、これらの希望者に

対して一歩前進を示したのでありま

す。いろいろ本委員会につきましても

るまでも、必ずこの問題が解決する

ことのために、政府は責任をもつて努

力するということに條件として、かつ

もう一つは別個につくられる法律の中

に、これは無制限でなくして一定限度を

設けて最高額を規定するという条件づ

きで賛成することにいたします。

○岡崎委員 並木芳雄君。

○並木委員 民主党を代表いたしまし

て、この法案に対して全面的に賛成の

ものであつて、われ／＼にとつてはま

だ一体どういふ條件のもとに、だれが

どういふふうな犠牲を拂つてゐるか

という点について、正確な材料を提供さ

れていないと思ふのです。この意味で

は私は、この法案についての審議はき

よう当然打切るべきでないと思いま

す。もう少し慎重に審議すべきではな

いかと思ふ。と申しますのは、こ

れは全然うわざですけれども、二、三

持ち、そしてこれを支拂つてやると

いうことを意味してゐる。その意味に

ついて、われ／＼としては現在の今言

つたよりな段階のもとでは、確認とい

うことをこの委員会の権限に與えるの

は行き過ぎではないか、この委員会と

しては審査するという程度にとどむべ

きである。その結果において新しく確

認するよりな権限を持つた委員会をつ

くつても、別個の方法があり得ると思

名で組織する、つまり民主的委員会である、こういうふうには修正すること。それから第六條を削つて確認ということ。それを削る。手続上これは正式に今提出するわけに行きませんので、政府側としてはどういう趣旨に基いてこれを修正されて、もう一度起草し直してもらうということをおたは要求したいと思ひます。

○岡崎委員長 山本利壽君。

○山本利壽委員 私はこの案に賛成したいと思ひます。ただ先ほど來の質疑應答によると、この借入金支拂い、が講和會議終了後になるのではないかと、かといふ様子でありましたけれども、債権者の大部分は三、四千円のことでありますから、かかる少額のものに對しては引揚者救済の意味において、講和會議終了を待つまでもなく、でき得る限りすみやかに支拂い得るよう、今後政府において御努力をお願いしたいと思います。

○岡崎委員長 安部俊吾君。

○安部委員 私は民主自由党を代表いたしまして、先ほど賛成の御意見を發表された同僚の御意見を補足したいと思ひます。それは先ほど松岡君のお話もありましたが、これは在外公館等借入金整理の問題でありまして、民間の間、これはこれを切り離してやるべきである。そこでそういうような條件を特に付する必要はないと思ひるのであります。それからまた野坂君の御意見であります。ここに他の法律ということ、は單にこれは細則であつて、返済の額とか、あるいは方法、換算の率等に関する細則であつて、これは本案にほんとうは関係するものではありませんが、この法案に對して相対格するような細則は

できないのでありまして、その必要がないと思われま。また不公平であるとか、あるいは縁故関係であつて、うわさによれば在外公館の借入金は、官憲が民間の金を安全に本邦に持つて來る便宜を與えるために借入れたというやうな御意見のように拜聴いたしました。が、そういうことはうわさであつて、その当時の情勢にかんがみればやむを得ないことであつた。外務省から金を持つて來ることができないから、どうしてもこれはやはり便法として在留邦人の金を借入れるということ、最も適宜な方法であつたと思ひます。その点からもやはりこれは返済すべきであつて、そういうやうな杞憂は必要ないと思ひます。それからまた審査会がありますれば、やはりこれはそこに當然その結論が生まれるものであつて、この法律は確認を與えなければこの法律の意義をなさぬのであつて、審査会があれば確認するのは當然でありまして、それでよろしいと思ひます。

それからまたいろいろ御意見がありましたが、これはあらゆる方面から見ましても原案はその通りでよろしい。先ほど政府委員の説明もありましたが、その説明で私どもは全國的に満足するものでありまして、この原案をここで採決いたしました。そのまゝ通過いたすように希望するものであります。

○岡崎委員長 これにて討論は終局いたしました。採決を行います。原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。ただいま政府側より發言の要求があります。これを許します。近藤政務次官。

○近藤(鶴)政府委員 在外公館等借入金の問題につきましては、終戦以來非常な懸念されておつたのでございませうが、直接担当いたしております外務委員となり、引揚対策委員会なりでは、特にこの問題について関心を持つて非常な御努力をいたしたと思ひます。このたびここに在外公館等借入金整理準備審査会法案を提出いたす運びになりましたことは、皆様方の非常な御努力と感謝いたす次第でございませうが、法案の審議に對しても、いろいろな角度から十分な御研究をいたさしまして、ここに採決になりましたことを、所管省といたしましてお礼を申し上げる次第でございませう。

○岡崎委員長 なお委員会報告書の作成は委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡崎委員長 それではさう決定いたしました。

○並木委員 これはたいだいの法案とは別問題ですが、もう一つ内閣委員会にかかつておられます外務省設置法案、これにつきまして、私たちは理事會を開いて委員会の皆さんの御承認を得て、希望條件を向うに申し送つておるわけでありませう。ところが私の方から出ておられます内閣委員から話を聞きまして、たところ、岡崎委員長は非公式ではあつたと思ひますけれども、内閣委員会の方にひつぱり出されて、そうしてわれわれの修正点に對する意見を聞かれたときに、あえて固執しなかつたといふことを聞いたのですが、これは眞偽のほどは本人から聞いてみなければわからないから、私はさうは外務委員

会があるから、そのときに直接お聞きしてみますといつて、けさ出て來たが、こちらの空気を當然そのまま傳えるのが委員長の仕事だつたと思ひます。が、どういふ空気があつたのですか、御報告願いたいと思ひます。

○岡崎委員長 私は内閣委員会に参りまして、外務委員会の修正の諸点を書面にして提出いたしました。なおこれに對して外務委員会の経過を口頭で説明いたしました。その際これを採用するかどうかの決定の権限はむしろ内閣委員会にあるので、外務委員会は關與するところではない、適當におきめ願いたい、これだけのことを申し上げた次第であります。それ以外には何も言いません。

午後零時四十七分散會